

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月9日 13時40分ごろ
発生場所	千葉県館山市沖ノ島北西方沖 館山港防波堤灯台から真方位287° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 59.7′ 東経139° 49.2′)
事故の概要	プレジャーボート ^{カント} KANTAは、錨泊中、風波に圧流されて走錨し、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KANTA、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	235-55346千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 船底及びプロペラに擦過傷 定置網 網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者7人を乗せ、遊泳の目的で、沖ノ島北西方沖において主機を停止して錨泊し、船内を無人として遊泳を楽しんでいたところ、風波に圧流されて走錨し、定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船が定置網に乗り揚げたことに気づき、定置網から離脱しようとして主機を始動してクラッチを後進に入れたところ、本船は、定置網にプロペラが絡まり航行不能となった。</p> <p>船長は、知人の業者に連絡を行い、本船は、来援した漁船に引き出され、絡まった網が取り外された後、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、遊泳を楽しんでいたもので、本船が走錨していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、錨泊場所付近に定置網が設置されていることを知らなかった。</p> <p>本事故が発生した海域は、底質が砂であり、錨がかかりにくい場所であった。</p>
分析	本船は、船長らが遊泳を楽しんでいる中、無人の状態では錨がかかりにくい場所において錨泊し、風速約3m/sの南風を受けて定置網に向かって走錨したことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船長らが遊泳を楽しんでいる中、無人の状態で

	<p>錨がかかりにくい場所において錨泊し、風速約3m/sの南風を受けて定置網に向かって走錨したため、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、錨泊する際、自船を無人とせず、錨のかかりにくい場所においては、定置網の付近では錨泊しないこと。